

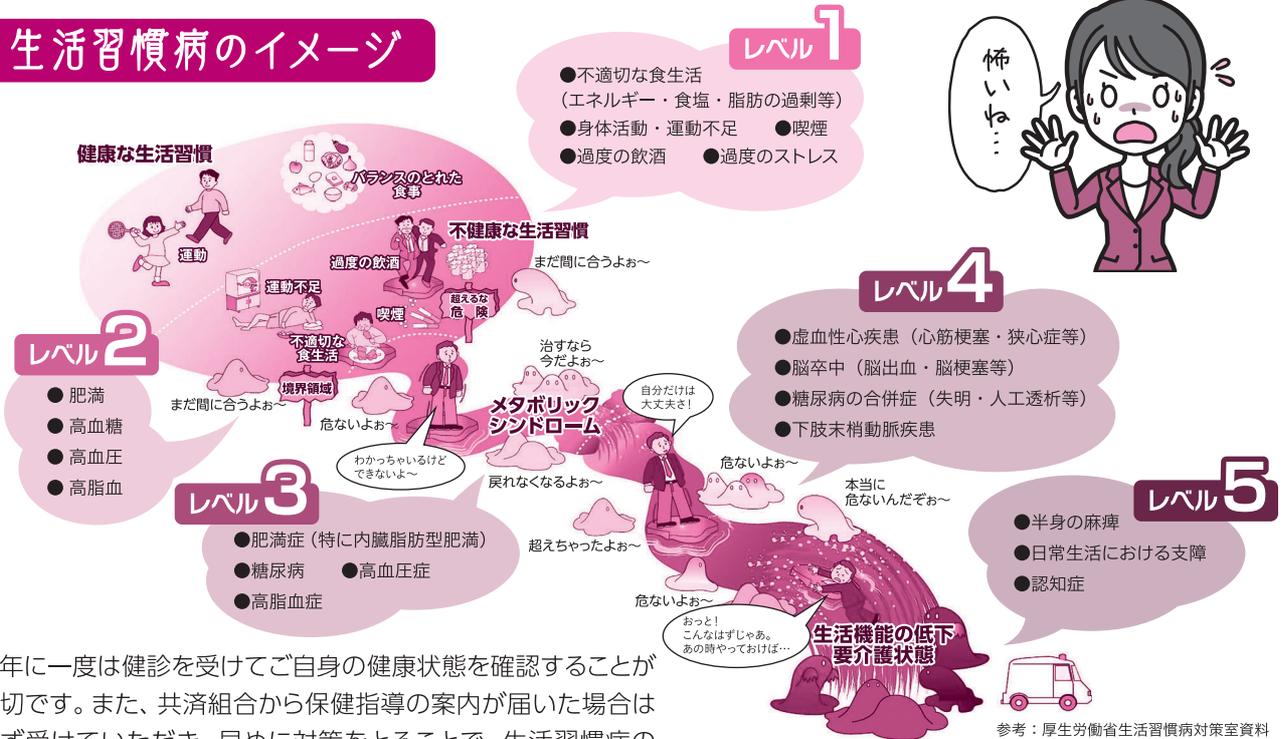


# 知っておこう

## 生活習慣病のこと 健診と保健指導でできること

生活習慣病は本当に怖い病気です。生活習慣の改善を「今できない」「あとでやろう」と思っているとこんなことになってしまうかもしれません。

### 生活習慣病のイメージ



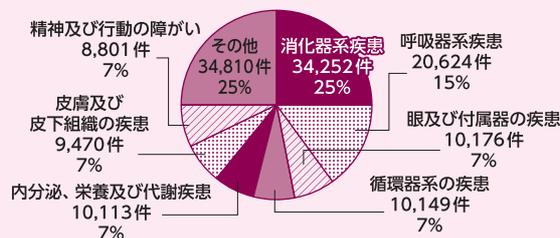
年に一度は健診を受けてご自身の健康状態を確認することが大切です。また、共済組合から保健指導の案内が届いた場合は必ず受けていただき、早めに対策をとることで、生活習慣病の予防効果が高まります。

### 疾病統計からみる組合員の受診状況

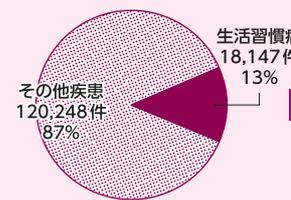
(2018年1月から12月診療分により作成)

次のグラフは、組合員が病院等を受診した疾病を国際疾病分類の大分類別により分類したものです。全受診のうち生活習慣病の受診件数は13%を占めており、そのうちの多くは高血圧や糖尿病に関する疾病で受診されていることがわかります。

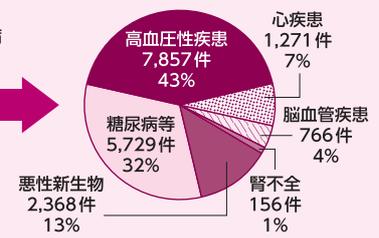
20分類による受診件数 (上位7疾病)



全受診のうち生活習慣病の受診件数

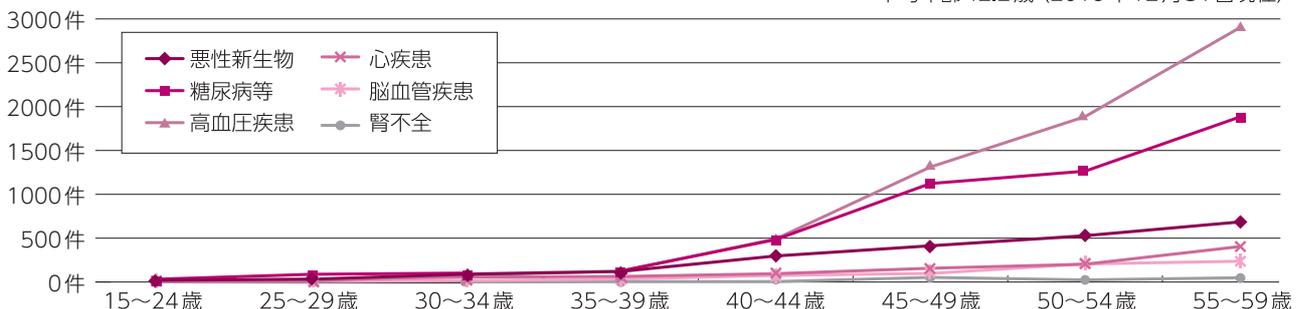


生活習慣病の内訳



下記の生活習慣病の年代別受診状況をみると、40歳代から罹患件数が徐々に増え、55歳から59歳の方がピークとなっていることがわかります。

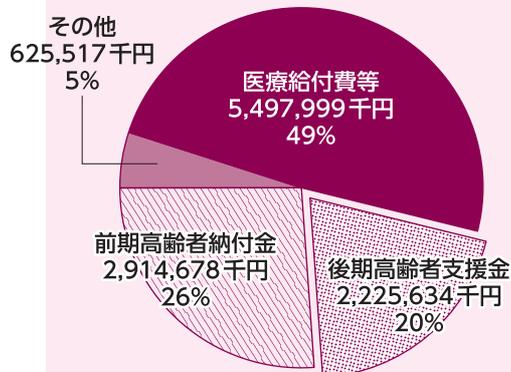
平均年齢42.2歳 (2018年12月31日現在)



## それでも健診や保健指導を受けないとどうなる？

国の定めでは、健診や保健指導の実施率が低いと、保険者（共済組合）に「ペナルティ」として後期高齢者支援金の増額（最大加算率10%）が行われ、そうすると医療保険の財源が少なくなるので、保険料（掛金・負担金）も増加せざるを得なくなります。

### 2018年度短期経理費用



### 後期高齢者医療制度の財源



### もし加算率が10%になったら…

#### ①加算額の試算（2018年度短期経理決算額により）

$$\text{後期高齢者支援金} \quad \text{加算率} \\ 2,225,634,000 \text{円} \times 10\% = 222,563,400 \text{円} \dots \text{A}$$

#### ②財源率1%あたりの費用と①により必要となる財源率

##### a 財源率1%あたりの費用

$$\text{2018年度短期標準報酬等総額} \quad \text{財源率} \\ 110,677,380,000 \text{円} \times 1\% = 110,677,380 \text{円} \dots \text{B}$$

##### b ①により必要となる財源率

$$\text{A} / \text{B} = 2.0109 \rightarrow 2\% \text{の引き上げが必要}$$

#### ③2%引上げで組合員一人当たりの負担増となる年額

12,200円増

短期掛金（本人の負担分）	6,100円増
短期負担金（所属所の負担分）	6,100円増



## 所属所と共済組合が共同で行う健康への取り組み（コラボヘルス）

現在、所属所と共済組合では、組合員の健康への取り組みを推進するため、「健診事業及び保健指導事業に関するコラボヘルス推進に係る覚書」を取り交わし、さまざまな保健事業を実施しています。

保健事業の実施を行う共済組合と職場環境の整備を行う所属所が、役割分担・連携してコラボヘルスとして、保健事業の基盤を強化すること、そして推進することで、保健事業の円滑実施、職場ぐるみの健康づくりの推進を行うことができます。

組合員のみなさんの健康を支えるための体制は整っています。

みなさんが積極的に健診や保健指導を受けていただくことにより、ご自身の健康保持増進はもちろんのこと、医療費の適正化、行政の健康経営という効果が期待できます。

また、国が各方面で求めている健康寿命の延伸にもつながっていくこととなり、国民の健康寿命が延びることにより労働人口が増加すると社会保障制度の安定にもつながることとなります。

健診や保健指導を有効活用し、みんなで健康へ取り組んでいきましょう。



お問い合わせ

保健事業に関すること 福祉課 ☎082-545-8886  
医療に関すること 保険課 ☎082-545-8777